

# 総務委員会資料

## 1 所管事務の調査（報告）

### （2）川崎市立労働会館改修工事等について

資 料 川崎市立労働会館改修工事等について

経済労働局

令和7年11月14日

# 1 川崎市立労働会館改修工事等の概要について

資料

## (1) 工事概要

川崎市立労働会館と川崎市教育文化会館の再編整備に併せて、現在の労働会館を大規模改修し、川崎市川崎市民館・労働会館（以下「川崎市民館・労働会館」という。）を設置するものです。

## (2) 着工後の経過

労働会館改修工事等については、令和6年3月に工事請負契約を締結、同年4月に工事着手しました。その後、6月に敷地内に地中埋設物が確認されたため、令和6年度内に埋設物の除却等に伴う工期延長と工事費等の増額の変更契約を締結しました。

また、昭和56年竣工時の設計図と実際の躯体が異なる部分への対応などが必要となったため、少なくとも7か月の工期延長が必要であることを令和7年5月28日、29日に開催された常任委員会で御報告したところです。

| 工事名称              |            | 労働会館改修工事（建築）                          | 労働会館改修舞台照明設備工事 |
|-------------------|------------|---------------------------------------|----------------|
|                   |            | 労働会館改修電気設備工事                          | 労働会館改修舞台音響設備工事 |
|                   |            | 労働会館改修空気調和設備その他工事                     | 労働会館改修昇降機設備工事  |
| 施設概要              | 敷地面積       | 4,957.47㎡                             |                |
|                   | 建築面積       | 公会堂：2,802.97㎡、設備棟：353.31㎡、ゴミ置場：10.98㎡ |                |
|                   | 延べ面積       | 公会堂：9,667.14㎡、設備棟：353.31㎡、ゴミ置場：10.98㎡ |                |
|                   | 構造・規模      | 鉄筋コンクリート造 地下1階地上5階建て                  |                |
| 当初<br>R6.3        | 契約合計金額(税込) | 77億4,160万2千円                          |                |
|                   | 工期         | 令和6年3月25日から令和7年12月22日                 |                |
| 地中埋設物の撤去等に伴う契約変更  |            |                                       |                |
| 第1回<br>変更<br>R7.3 | 契約合計金額(税込) | 84億1,982万1,300円（増額：6億7,821万9,300円）    |                |
|                   | 完了予定       | 令和8年7月31日（約7か月の工期延長）                  |                |



【北側道路から見た外観】



【富士見公園から見た外観】

## 2 令和7年5月 報告した不具合箇所について

### (1) 報告内容

#### 〈具体的な事例〉

- ①配管貫通孔等の位置や大きさが新築時の設計図（以下「設計図」）と異なるもの
- ②既存躯体の位置や形状が設計図と異なるもの
- ③大ホールの新設床スラブに湧水が侵入したもの
- ④5階天井スラブの鉄筋のかぶり厚さが不足した部分があるもの



### (2) 報告までの経過

#### ① 内装や設備を解体し、既存躯体が目視可能となった時期

5階：R6.8月下旬、4階：9月下旬、3階：10月下旬、2階：9月下旬、1階：10月下旬、地下1階：R7.1月下旬

#### ② 監理者・施工者による既存躯体や配管貫通孔等の状況調査を完了した時期

5階：R6.10月中旬、4階：12月上旬、3階：12月上旬、2階：12月上旬、1階：R7.1月下旬、地下1階：3月上旬

#### ③ 梁の配管貫通孔の補修、既存梁の中心が異なっていることなどによる新設耐震壁の位置調整の検討を終えた時期

5階：R6.10月下旬、4階：R7.1月中旬、3階：2月上旬、2階：3月中旬、1階：5月下旬、地下1階：5月中旬

#### ④ 中心位置が異なっていることへの対応として、既存梁の側面にコンクリートの増し打ちを行った後、新設耐震壁の設置工事を開始 5階の既存壁や床の配管貫通孔等の位置の検討を開始

#### ⑤ 施工者から、R7.2月、5階の既存壁や床等の配管貫通孔等の決定に時間を要しており、全体工程が遅れつつあるとの報告あり

監理者・施工者とで協議・工程検討を指示 ⇒ 内装仕上げ工事などの後工程の圧縮により工期の再延長はないとの報告あり

#### ⑥ 施工者から、R7.4月になっても5階の配管貫通孔等の設備配管ルートが決定しないとの報告あり

監理者・施工者に工程確認を指示 ⇒ 5月16日に少なくとも7か月の工期延長が必要との報告を受けたため、速やかに委員会へ報告

### 3 不具合箇所に係るその後の対応について

- (1) 事例①－２：配管貫通孔等の位置、大きさが設計図と異なるもの（※①－１は①－２と同種のため省略）  
事例②－１：既存躯体の位置、形状が設計図と異なるもの（既存梁の中心が異なるもの）

#### ア 状況

内装や設備の解体後に、設計で見込まれた構造耐力を確認するため、配管貫通孔等と既存躯体の状況調査を進めていく過程において、配管貫通孔や既存梁で設計図と異なる事象が非常に多く発見されました。

#### イ 対応

構造耐力の確認とともに、梁貫通孔等の再利用可否を検討し、再利用できないものは補修を行い【写真①－２】、また、既存梁中心の異なる事象を解消し耐震補強部材の設置のため、梁側面に新たなコンクリートの増し打ちを行っております。【写真②－１】

これらの数量が多く、安全性の確認、補修方法の検討、配管ルート等の再検討に、現在も相当な時間を要している状況です。

【①－２：設計図にない配管貫通孔】 【②－１：既存梁の中心が異なる】



使用できない配管貫通孔は埋める

【設計図と異なる配管貫通孔の数】

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 現時点で確認できたもの       | 約 600 か所 |
| 上記のうち設計図と異なっているもの | 約 450 か所 |

※現在把握できている 1 階～5 階まで



耐震補強部材の設置のため新たにコンクリート増打ち

【設計図と異なる既存梁の数】

|             |         |
|-------------|---------|
| 中心が異なっているもの | 約 30 か所 |
| 梁に増し打ちがあるもの | 約 5 か所  |
| 設計図にない小梁    | 約 5 か所  |

※現在把握できている 3～5 階まで

- (2) 事例②－２：既存躯体の位置、形状が設計図と異なるもの（湧水ピット形状の違い）

#### ア 状況

大ホール床下の湧水ピット部分を解体したところ、大ホールの床と干渉する既存躯体があり、監理者から令和 6 年 10 月に報告を受けました。【②－２写真】

#### イ 対応

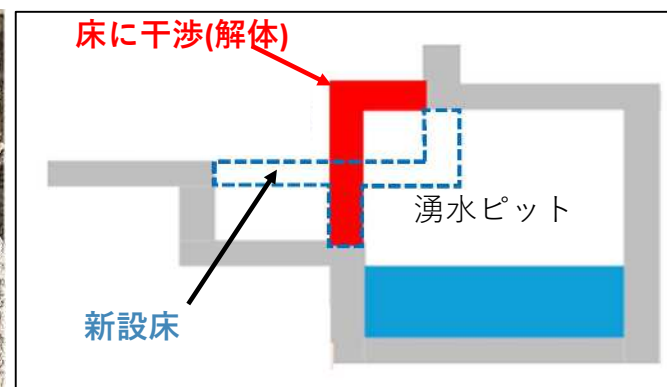
意匠や構造の納まりを確認した上で、新たに躯体を打ち直す計画です。【既存湧水ピットイメージ図】

【②－２：湧水ピット形状の違い】



図面にはない壁があり撤去

【既存湧水ピットイメージ図】



### 3 不具合箇所に係るその後の対応について

#### (3) 事例②－3：既存躯体の位置、形状が設計図と異なるもの（大ホール屋根の鉄骨梁の違い）

##### ア 状況

大ホールの天井解体後、既存の鉄骨梁に設計図にはない部材が確認されたため、撤去の可否について検討中であるとの報告を令和7年2月に監理者から受けました。【写真②－3】

##### イ 対応

新築時の鉄筋コンクリートの屋根を施工するための仮設材であることがわかり、新設する耐震補強部材と干渉することから撤去しました。

【写真、仮設材撤去状況】

【②－3：大ホール屋根鉄骨梁の違い】



【仮設材撤去状況】



#### (4) 事例②－4：既存躯体の位置、形状が設計図と異なるもの（大ホール柱の位置の違い）

##### ア 状況

大ホールの**既存の柱の中心**と**鉄骨梁の中心**が異なっていたことから、施工者より**柱の位置**が設計図と異なるとの報告を受けたため、令和7年5月の委員会にて、報告しましたが【写真②－4】、現地を再度計測した結果、**柱の中心**は設計図どおりで**既存鉄骨梁の中心**が設計図と異なることを確認しました。【アンカーボルト打設状況参照】

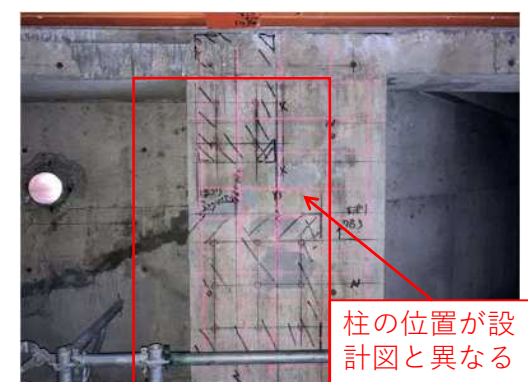
##### イ 対応

既存鉄骨梁の中心が異なっていることにより、既存鉄骨梁の補強部材の形状変更が生じ、構造検討に時間がかかっています。

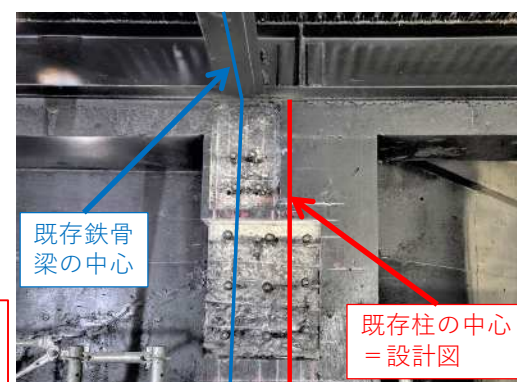
補強部材を取付けるためのアンカーボルトを打設する際、柱内部の鉄筋に干渉したため、位置を変更して打設し直すケースが生じています。

打設後の全てのアンカーボルトの位置を計測し、補強部材に孔を開けたり、位置によっては部材形状を変更するなど、変更や構造の検討に時間を要しています。

【②－4：大ホール柱の位置の違い】



【アンカーボルト打設状況】



### 3 不具合箇所に係るその後の対応について

#### (5) 事例③：大ホールの新設床スラブに湧水が浸入

##### ア 状況

新設床スラブについて、地下水位より高い位置に設計し、令和6年10月に施工しましたが、その後、スラブ上に湧水が確認され、令和6年11月に施工者から市に報告がありました。

##### 【写真③】

##### イ 対応

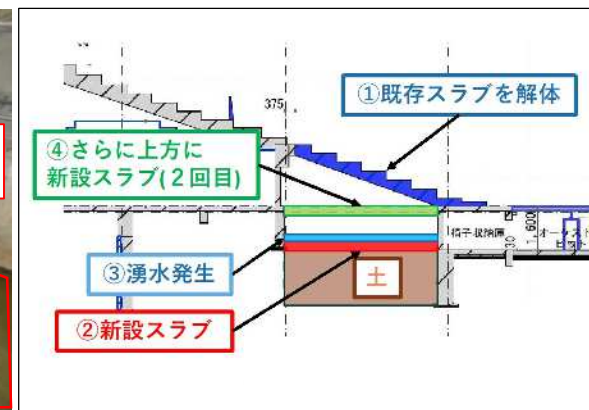
閉館後の排水ポンプの停止や屋根開口からの雨水が原因と推察されますが、屋根完成・足場解体後に湧水の水位を確認のうえ、適切な高さに追加の新設スラブを施工する予定です。

##### 【大ホール断面イメージ図】

##### 【③ 大ホール新設床スラブに湧水】



##### 【大ホール断面イメージ図】



#### (6) 事例④：断熱材で覆われていた5階天井の鉄筋のかぶり厚さ不足

##### ア 状況

5階の天井に新設の補強鉄骨梁を取り付けるため、既存の断熱材を撤去したところ、天井の鉄筋のかぶり厚さが不足している部分を確認されました。【写真④】

##### イ 対応

新築時の施工者と改修工事の監理者と協議し、補修方法や工事手順等を検討したうえで、新築時の施工者の費用負担により、令和7年8月から9月にかけて補修工事を実施しました。

##### 【写真、補修完了状況】

※この補修工事は全体工期に影響はございません。

##### 【④：5階天井スラブ下かぶり不足】



##### 【補修完了状況】



## 4 その他の施工における検討や見直しに時間を要する新規事項について

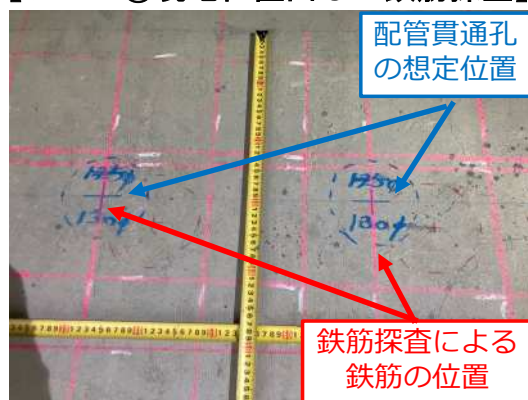
### (1) 配管貫通孔図の調整から設備配管工事着手までの遅れ

#### ア 状況

配管貫通孔図：各設備施工者の配管ルートに基づく壁・床の貫通孔位置をひとつの図面にし、統合したもの

- ① 各工事施工者が、それぞれの配管ルートを検討
- ② ①を統合し、配管貫通孔図を作成  
※構造的な可否、設備機器の干渉などで、**不可** ⇒ **変更再検討**
- ③ 配管貫通孔図の決定
- ④ 現地で位置出し・躯体の鉄筋を切断しないかどうか、鉄筋を探索【写真フロー④】  
※構造的な可否、炭素繊維補強や衛生機器の納まりなどで、**不可** ⇒ **変更再検討**
- ⑤ 躯体の鉄筋を切断する場合は、炭素繊維で孔の周囲を補強【写真フロー⑤】
- ⑥ 設備配管工事に着手

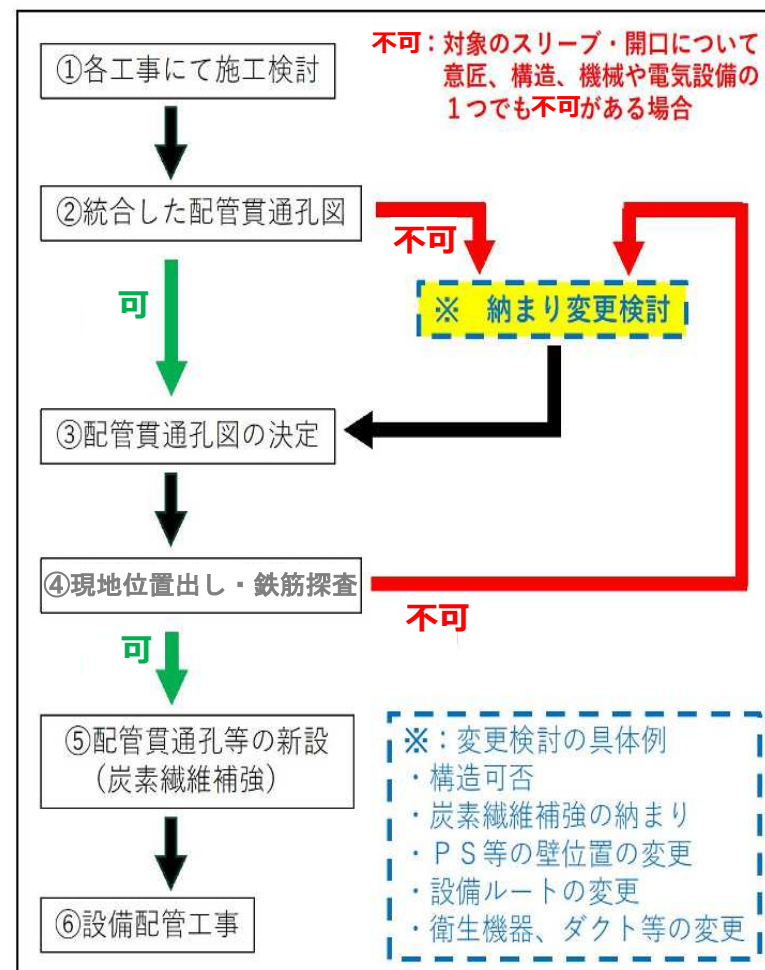
【フロー④現地位置出し・鉄筋探索】



【フロー⑤配管貫通孔の新設（炭素繊維補強）】



【配管貫通孔図の調整から設備配管工事着手までの流れ】



#### イ 対応

5階については令和7年6月、4階については令和7年8月に、配管貫通孔図を決定しましたが、位置出し・鉄筋探索の結果、変更検討が多数発生しております。5月の委員会報告時点では、5階の設備工事について、令和7年9月着手と想定していましたが、配管貫通孔の位置を確定し、設備配管工事の着手が令和8年1月からとなる見込みです。

## 4 その他の施工における検討や見直しに時間を要する新規事項について

### (2) 既存壁の開口補強

#### ア 状況

既存壁の開口が設計図よりも大きいため、既存壁の構造の再検討が必要となりました。

#### イ 対応

開口部の周囲に、柱・梁形状のコンクリート構造の補強が追加になりました。

#### 【写真 既存壁の開口補強】

【既存壁の開口補強】



### (3) 北側道路境界部における地中障害の撤去

#### ア 状況

令和7年5月から新設の控え壁の杭工事を開始しましたが、6月になって、北側道路（富士見通り）境界部の杭（2か所）の削孔中、地表から約4mの深さにおいて、何らかの地中障害物により削孔ができなくなりました。

#### イ 対応

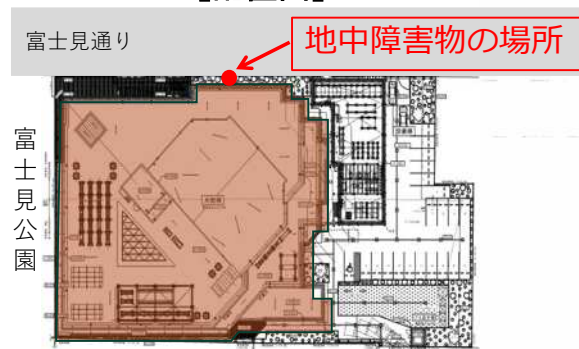
専用重機により、破碎・撤去しました。

破碎した地中障害物はコンクリート塊であったことから、既存建物の杭打設時にはみ出たコンクリートが地中で固まったものと推察されます。

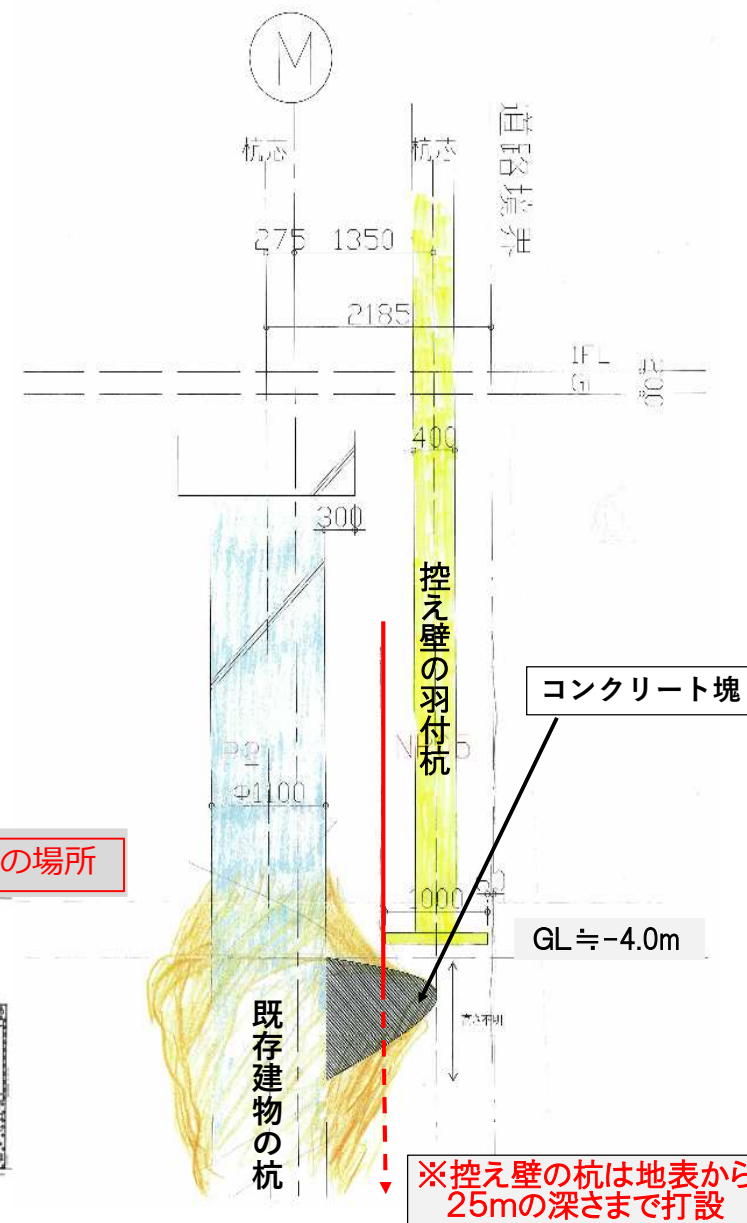
#### 【図、地中障害物のイメージ】

※地中障害物の撤去工事は、全体工期に影響はございません。

【配置図】



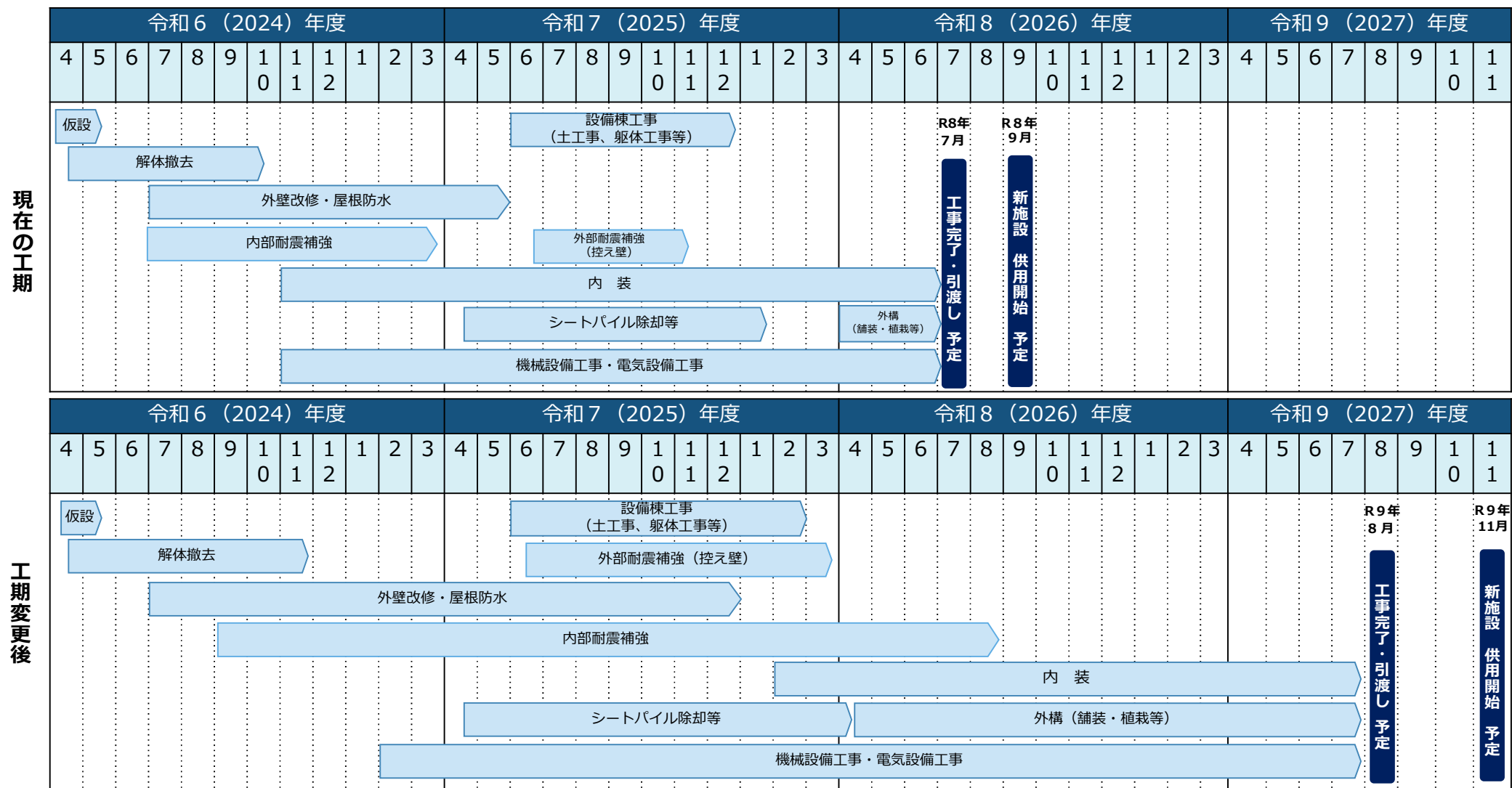
【地中障害物のイメージ】



## 5 工期再延長について

当該工事は、大規模な用途変更、特殊な構造であることに加え、耐震性向上と設備配管ルート確保を両立させるなど、難易度が極めて高い改修工事であるため、既存躯体に対応した構造の確認を適宜行いながら、各階の工事の進捗に合わせて配管ルートを検討を繰り返し進めていくことが必要となります。

令和7年5月に委員会で、7か月以上の工期延長が必要であることを報告したところですが、その後の監理者、施工者との協議の結果、**約13か月の工期延長**が必要となります。



## 6 改修工事費等について

### (1) 設計変更等による工事費の増額

①不具合箇所への対応などに伴う設計変更による約6.7億円の工事費の増額

②工期延長による約17.6億円の共通費等や工事監理費の増額

⇒ 合計約24.3億円増額の見込み

| 増加額     | 内 訳    |                |        |
|---------|--------|----------------|--------|
|         | 設計変更   | 共通費等<br>(工期延長) | 工事監理費  |
| 約24.3億円 | 約6.7億円 | 約17.0億円        | 約0.6億円 |

### (2) インフレスライドによる改修工事費等の増額

本工事は、川崎市工事請負契約約款第26条第6項に定めるインフレスライドの対象となっています。

⇒ 受注者との協議確定、改修工事費等で、合計約3.3億円増額

| 名称                | 増加額    |
|-------------------|--------|
| 労働会館改修工事（建築）      | 約0.7億円 |
| 労働会館改修電気設備工事      | 約1.0億円 |
| 労働会館改修空気調和設備その他工事 | 約1.2億円 |
| その他の工事（舞台照明設備工事等） | 約0.3億円 |
| 労働会館改修工事監理業務委託    | —      |
| 合計（端数処理あり）        | 約3.3億円 |

上記、(1) (2) の合計で約27.6億円の工事費等の増額が見込まれる。

(工事費：約27.0億円、工事監理費 約0.6億円)

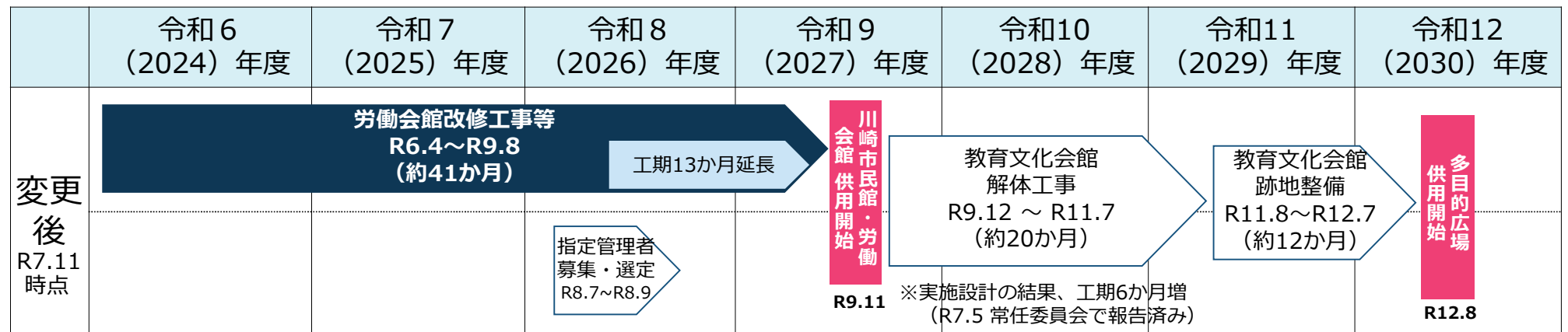
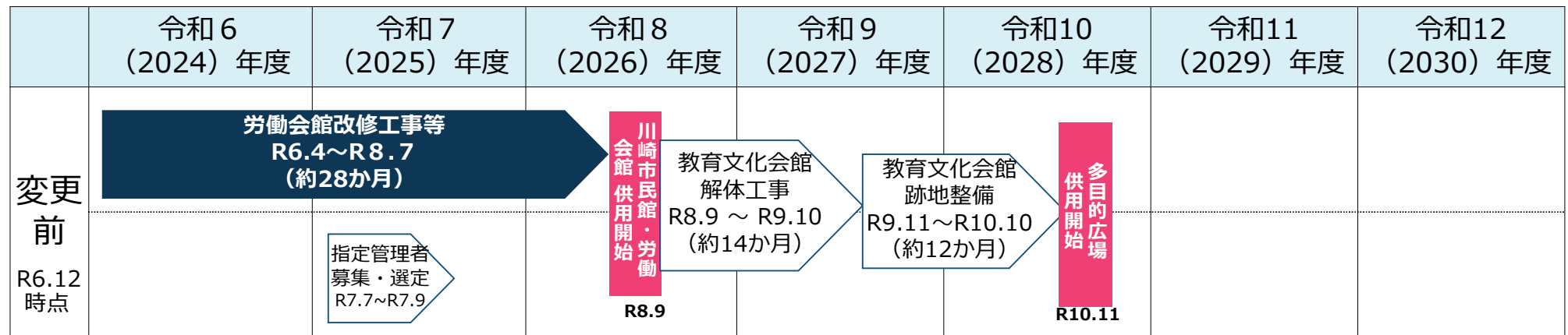
## 7 関連事業への影響について

労働会館の改修工事等の工期が延長されることによる関係事業への影響は次のとおりです。

①教育文化会館の解体工事着手延期

②教育文化会館跡地整備着手延期（多目的広場供用開始：令和12年8月見込み）

※教育文化会館の運営に係る予算措置などの影響につきましては、関係局区と連携して対応します。



## 8 予算措置や市民説明等の今後の対応について

### (1) 予算措置等

令和7年12月市議会定例会に、不具合箇所などへの対応に関する設計変更や工期延長などへの対応に係る工事費等の補正予算議案（令和7年度予算の変更及び債務負担行為の設定等）を提出する予定です。また、補正予算の議決後に工事費の増額及び工期延長の変更契約の締結手続きを進める予定です。

なお、工事費は、現在の約84.2億円から約111.2億円（約27.0億円増）となり、工事監理委託料を含めた総額は約113.1億円となる見込みです。

| 項目          | 現在の工事費等<br>(総額) | 増加額    |                |          |         | 変更後の工事費<br>等（総額） |
|-------------|-----------------|--------|----------------|----------|---------|------------------|
|             |                 | 設計変更   | 工期延長に伴う<br>共通費 | インフレスライド | 計       |                  |
| 工事費         | 約84.2億円         | 約6.7億円 | 約17.0億円        | 約3.3億円   | 約27.0億円 | 約111.2億円         |
| 工事監理<br>委託料 | 約1.3億円          | —      | 約0.6億円         | —        | 約0.6億円  | 約1.9億円           |
| 合計          | 約85.5億円         | 約6.7億円 | 約17.6億円        | 約3.3億円   | 約27.6億円 | 約113.1億円         |

※「労働会館改修工事」「労働会館改修電気設備工事」「労働会館改修空気調和設備その他工事」は、変更後の金額が議案審査時の契約金額から10%を超えるため、変更契約議案を令和8年3月市議会定例会に提出予定です。

### (2) 市民説明

市民の皆様には、川崎市民館・労働会館の供用開始が更に延期となり、御不便をおかけする期間が長くなることから、今後、利用団体、町内会等に対して、今後の対応やスケジュール等を説明してまいります。

## 9 改修工事と改築工事との比較について

### (1) 前提条件

- ・令和5年8月の総務委員会・文教委員会 所管事務報告「（仮称）川崎市民館・労働会館の再編整備について」にて報告した「改修と改築の比較検討」をベースとして、改修工事と改築工事における工事費と供用開始時期を比較しました。
- ・改修工事は、令和6年3月の契約後に行った設計変更や工期延長を踏まえた現工事の実績とし、改築工事は、令和5年8月時点で試算した工事費・工期に基づき、地中埋設物の撤去など現改修工事における変更等を加味して算出しました。
- ・各不具合事項の一つ一つに対して、構造の安全性の確認を行い、必要に応じて補修等を行いながら工事を継続しており、改修工事による建築物の構造の安全性に問題はありません。

### (2) 工事費の比較

・令和5年8月時点の比較では、改築は、構造躯体の新設に加えて、既存構造躯体の解体・撤去が必要となることから、改修に比べて約24.6億円高くなる試算です。

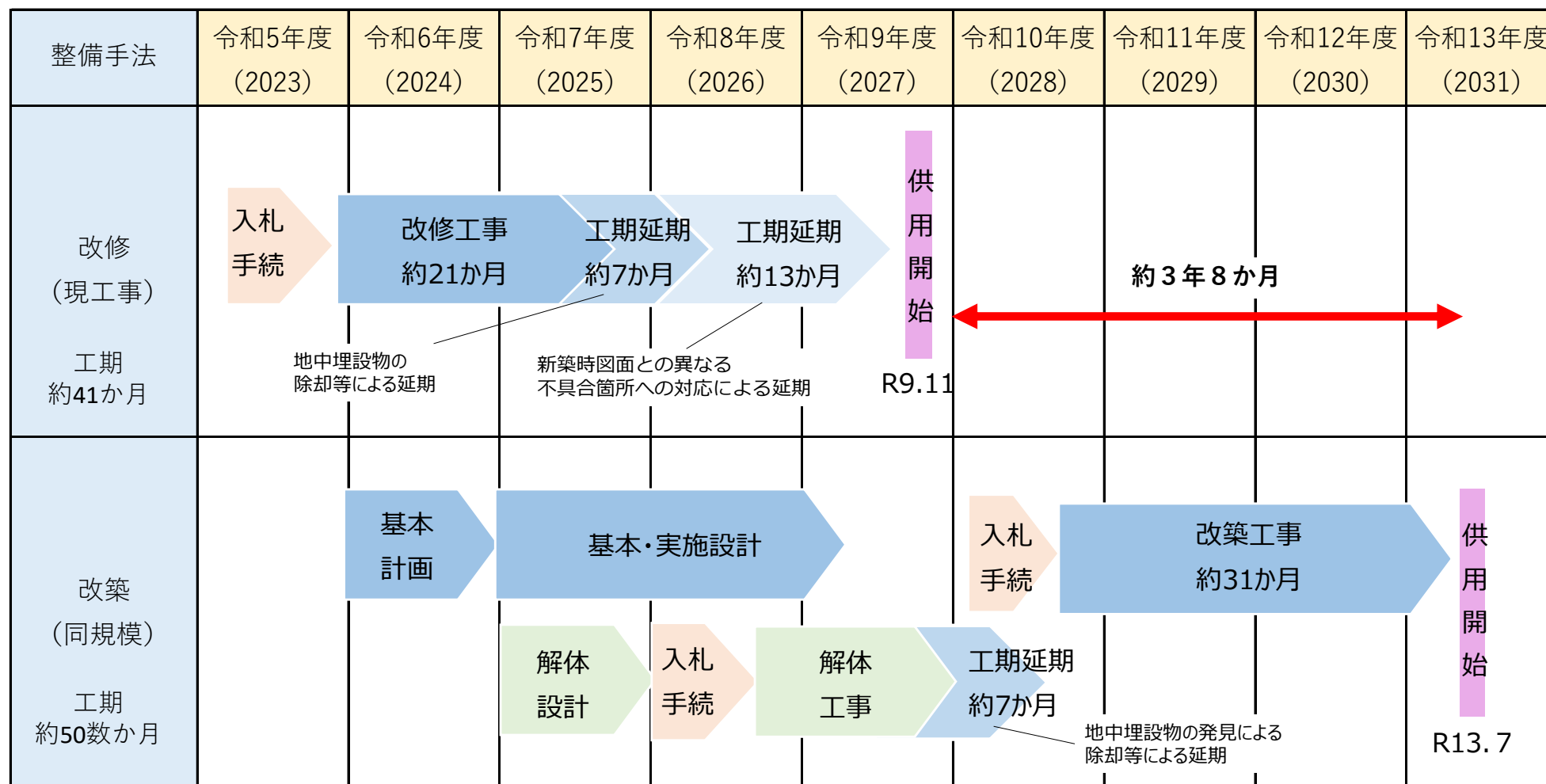
・現時点の比較では、改築工事費は約116.5億円となる見込みで、改築は改修に比べて約5.3億円高くなる試算です。

|                              |                |                           | 改修（現工事）                  | 改築（同規模）                     | 差       |
|------------------------------|----------------|---------------------------|--------------------------|-----------------------------|---------|
| 令和5年8月 常任委員会報告               |                |                           | 約79.1億円                  | 約103.7億円                    | ▲24.6億円 |
| 令和6年3月 契約締結                  |                |                           | 約77.4億円<br>（入札差 約1.7 億円） | —                           |         |
| 工事<br>内容<br>の<br>変<br>更<br>等 | R6<br>契約<br>変更 | シートパイルの撤去等                | + 約2.9億円                 | + 約12.8億円<br><br>地中埋設物への対応等 |         |
|                              |                | 特例措置（労務単価等<br>の上昇に対応）     | + 約3.9億円                 |                             |         |
|                              | R7<br>変更<br>見込 | 竣工時図面と異なる不<br>具合箇所等への対応   | + 約23.7億円                |                             |         |
|                              |                | インフレスライド（労務単<br>価等の上昇に対応） | + 約3.3 億円                |                             |         |
| 令和7年11月時点 試算                 |                |                           | 約111.2億円                 | 約116.5億円                    | ▲5.3 億円 |

## 9 改修工事と改築工事との比較について

### (3) 供用開始時期の比較

・現改修工事では、地中埋設物の除却や新築時図面と異なる不具合箇所への対応等による2度の工期延長が20か月となることから、工期は約41か月となり、供用開始は令和9年11月になる予定です。実際に改修と改築の比較を行った**令和5年度の時点で改築工事を選択していた場合**、基本計画や基本・実施設計の作成、労働会館の解体設計・解体工事が必要となることなどから、**改修より約3年8か月遅い、令和13年7月頃の供用開始となる見込み**です。



# 10 川崎市民館・労働会館の運営に関する検討状況について

## (1) 管理運営について

### ア 指定期間

令和9年11月から令和15年3月末まで（5年5か月）とする予定です。

それに伴い、令和8年7月頃に指定管理者の募集を行う予定です。

### イ 指定管理業務

指定管理者が管理する範囲は、「川崎市民館・労働会館」、「川崎市民館・労働会館大師分館及び田島分館（以下「市民館・労働会館分館」という。）」、「川崎図書館大師分館及び田島分館（以下「図書館分館」という。）」とします。

| 指定管理者の主な業務 |                                                                 | 対象施設                     |
|------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 社会教育振興事業   | ・識字学習活動、高齢者セミナー、平和・人権、男女平等推進学習等の事業を実施                           | 川崎市民館・労働会館<br>市民館・労働会館分館 |
| 勤労者福祉事業    | ・労働学校、勤労者福祉セミナー、勤労者資格取得講座等の事業を実施                                | 川崎市民館・労働会館               |
| 図書館事業      | ・図書館資料管理、読書普及等を実施                                               | 図書館分館                    |
| 館の運営に関する業務 | ・施設・設備の利用提供、利用予約業務                                              | 川崎市民館・労働会館<br>市民館・労働会館分館 |
|            | ・飲食・物販事業<br>・図書コーナーの管理運営<br>労働資料等を収集管理、「労働資料デジタルアーカイブ」を活用した情報発信 | 川崎市民館・労働会館               |

## 10 川崎市民館・労働会館の運営に関する検討状況について

### ウ 施設予約の方法

ルーム、教養室等の主な諸室については川崎市公共施設利用予約システム（ふれあいネット）での予約とします。

ホールやミニホール、ギャラリーについては直接来館による申請とします。

| 主な施設             |       | 予約方法                                                                                   |
|------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| ルーム、教養室、オンラインルーム |       | ・ふれあいネットで利用申請を行います。                                                                    |
| ふれあいネット対象外施設     |       | ・直接来館による申請とし、同一日に複数の利用希望者がいる場合は抽選とします。<br>(指定管理者から別途システム利用の提案があった場合は直接来館以外の申請を可能とします。) |
|                  | ホール   | ・1年前の月の1日に来館し、利用申請を行います。                                                               |
|                  | ミニホール | ・6か月前の月の1日に来館し、利用申請を行います。                                                              |
|                  | ギャラリー | ・3か月に1回（1・4・7・10月）の受付開始日に来館し、利用申請を行います。                                                |

事前申請（利用申込期間よりも前の利用申請）の対象や要件については、これまでの教育文化会館及び労働会館の取扱いを基本とします。

### エ 利用料金の支払方法及び減免措置

利用料金の支払方法は原則として窓口で現金又はキャッシュレス決済での事前払いになります。

利用料金については、減免（減額又は免除）することができるものとし、その対象や要件については、これまでの教育文化会館及び労働会館の取扱いを基本とします。

なお、新たに有料とした駐車場については、施設利用者については原則として1時間を無料、障害のある方等は所要時間を無料とします。

### オ 飲食に関する利用ルール

原則として、懇親会など飲食を伴う利用を可能とします。また、一部のルーム等においてはケータリングやアルコールを含む飲食も可能とします。ただし、ケータリングやアルコールを伴う飲食は、事前の申請を必要とします。

# 10 川崎市民館・労働会館の運営に関する検討状況について

## (2) 労働資料について

### ア 労働資料室の概要

労働資料室については、労使に関する各種資料を収集・整備し、情報提供や分析を行うことで、勤労者の地位向上を図ることを目的として、昭和51年10月、労働会館内に設置されました。

現在は、川崎市民館・労働会館の再編整備に伴い、令和5年8月から教育文化会館内に仮移転しており、川崎市民館・労働会館の供用開始後は、労働資料に加え、新たに一般図書や児童書などを配架し、図書コーナーとして移転する予定です。



【図書コーナー】

### イ 今後の方向性

現在の労働資料室では、労働組合、社会科学、行政関係など約41,000点（冊）の資料を収蔵していますが、川崎市民館・労働会館への移転後は、施設の複合化に伴い書庫のスペースが減少することから、資料の整理が必要となります。

そのため、外部有識者で構成される「川崎市労働資料等に関する懇談会」の意見を踏まえて設定した、労働資料室のコンセプト「産業都市川崎の礎にふれて、『未来の働く』を考える拠点」に基づき、令和7年12月頃に「（仮称）川崎市労働資料室 労働資料等収集要綱」を策定し、労働資料等の収集・廃棄等を行っていく予定です。

### ウ 「（仮称）川崎市労働資料室 労働資料等収集要綱」の考え方

#### （ア） 基本方針

労働関係の資料を専門的に取り扱う専門図書館として、労働資料室のコンセプトに合致する労働分野及びそれに関連する分野の資料を収集します。

## 10 川崎市民館・労働会館の運営に関する検討状況について

### (イ) 収集資料

次のいずれかに該当する労働資料等を購入、受贈、交換、複製、制作の方法により収集します。

| 川崎市の労働史、産業史に関する資料        | 「未来の働く」を考えるために必要な資料     |                           |
|--------------------------|-------------------------|---------------------------|
| 川崎市の労働運動の歴史に関するもの        | 労働法制、労働事情、雇用、労働問題に関するもの | 労使関係、労働組合、労働運動、労働環境に関するもの |
| 川崎市の産業や市内企業の歴史に関するもの     | 労働者の新しい働き方に関するもの        | 労働者の能力開発に関するもの            |
| 川崎市の産業史、労働史を理解する上で、必要なもの | 労働者福祉に関するもの             | その他、労働分野の情報を理解する上で必要なもの   |

### (ウ) 除籍

質の高い資料構成を維持し、適切に市民の利用に供するため、資料構成、利用者の需要、資料の保存価値及び収蔵能力等を総合的に勘案し、労働資料室のコンセプトに合致しない労働資料等を除籍します。

### (エ) 廃棄

除籍資料は原則として、廃棄するものとします。ただし、再利用が可能なものは、他施設への移設若しくは団体又は個人への譲渡を検討した上で、廃棄します。

| 除籍資料 | 収集要綱策定後に収集した資料        | 収集要綱策定前に収集した資料 |
|------|-----------------------|----------------|
| 不用資料 | 汚損や破損等により、利用に耐えられない資料 |                |
|      | コンセプトに合致しなくなった資料      | コンセプトに合致しない資料  |
|      | 極端に利用の減少した資料          | —              |
|      | 保存年限を経過した資料           | —              |
| 亡失資料 | 所在が不明の資料              |                |
|      | 利用者から返却されない資料         |                |
|      | 利用者が汚損、破損又は紛失した資料     |                |

### (オ) 収集資料等の決定

収集資料及び除籍資料については、原則として、策定した要綱に基づき判断することになりますが、予算には限りがあることや、要綱に該当するかの判断が難しいケースが想定されることから、懇談会での意見を踏まえ、庁内検討会議で決定します。なお、川崎市民館・労働会館の供用開始後は、新たに設置予定の川崎市を中心とした「（仮称）川崎市民館・労働会館図書コーナーにおける労働資料等選定委員会」において、収集資料等を決定します。

# これまでの労働会館及び教育文化会館の再編整備にかかる経過について

参考資料

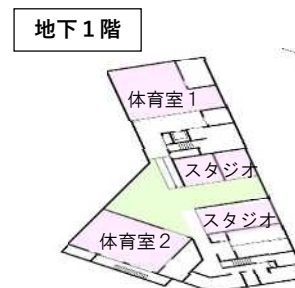
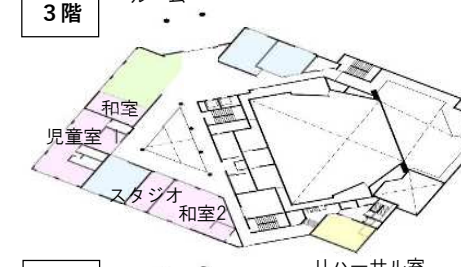
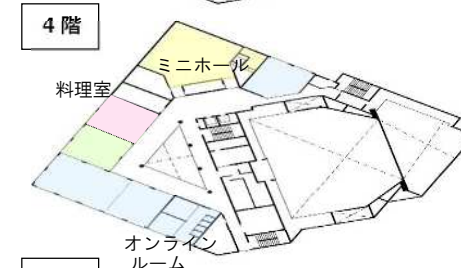
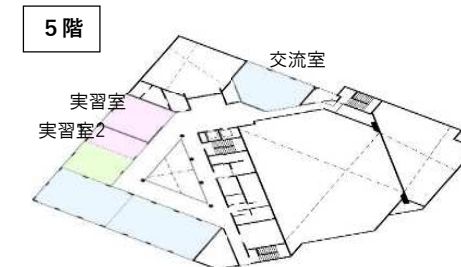
|                      | 事項                                     | 供用開始<br>(予定) 時期        | 工事費              | 供用開始時期の延期、<br>工事費増額の要因                                                         |
|----------------------|----------------------------------------|------------------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 平成30<br>(2018) 年 3 月 | 川崎区における<br>市民館機能のあり方                   | 平成34<br>(2022) 年度      | —                | —                                                                              |
| 平成31<br>(2019) 年 3 月 | 再編整備に<br>関する基本構想                       | 平成34<br>(2022) 年度      | —                | —                                                                              |
| 令和 3<br>(2021) 年 1 月 | 再編整備<br>基本計画                           | 令和 6<br>(2024) 年度      | 約48.0億円          | ●特定天井、耐震対策（約2年）<br>※ホール天井改修、耐震補強工事 等                                           |
| 令和 4<br>(2022) 年 8 月 | 管理運営計画                                 | 令和 6<br>(2024) 年度      | 約49.6億円          | ●労務費の増額（約1.6億円）                                                                |
| 令和 5<br>(2023) 年 2 月 | 実施設計<br>(常任委員会報告)                      | 令和7<br>(2025) 年1月      | 約69.1億円          | ●物価高騰による増額（約8億円）<br>●詳細設計による増額（約12億円）                                          |
| 令和 5<br>(2023) 年8月   | 入札不調<br>(常任委員会報告)                      | 令和 8<br>(2026) 年2月     | 約79.1億円          | ●再発注に向けた取組、再入札等（約10か月）<br>●工事期間の変更（約3か月）<br>●物価高騰及び工期変更による共通費の増額（約10億円）        |
| 令和 6<br>(2024) 年3月   | 工事請負契約締結                               | 令和 8<br>(2026) 年2月     | 約77.4億円<br>(契約額) | —                                                                              |
| 令和6<br>(2024) 年10月   | シートパイルの除却等、<br>特例措置<br>(常任委員会報告)       | 令和8<br>(2026) 年9月      | 約84.2億円          | ●シートパイルの除却等（約7か月）<br>●シートパイル除却等による増額（約2.9億円）<br>●特例措置による増額（約3.9億円）             |
| 令和 7<br>(2025) 年 5 月 | 竣工時図面との異なる<br>不具合箇所の確認<br>(常任委員会報告)    | 令和 9<br>(2027) 年 5 月以降 | —                | ●工期延長（少なくとも7か月）                                                                |
| 令和7<br>(2025) 年11月   | 竣工時図面との異なる<br>不具合箇所への対応 等<br>(常任委員会報告) | 令和 9<br>(2027) 年11月    | 約111.2億円         | ●工期延長（少なくとも7か月）→（約13か月）<br>●不具合箇所への対応等による増額（約23.7億円）<br>●インフレスライドによる増額（約3.3億円） |

## 1 フロア構成

| 川崎市民館・労働会館 |               |                                                          |
|------------|---------------|----------------------------------------------------------|
| 所在地        | 川崎区富士見2丁目5番2号 |                                                          |
| 開設年月       | 令和8（2026）年9月  |                                                          |
| 規模         | 地上5階地下1階      |                                                          |
| 建築面積       | 3,167.26㎡     |                                                          |
| 延床面積       | 10,031.43㎡    |                                                          |
| 施設内容       | 5階            | ルーム（2）、実習室（2）、交流室、オープンスペース                               |
|            | 4階            | ミニホール、楽屋、ルーム（3）、オンラインルーム（7）、料理室、オープンスペース                 |
|            | 3階            | リハーサル室、ルーム（3）、スタジオ、和室（2）、児童室、オープンスペース                    |
|            | 2階            | ホール客席、楽屋（2）、ルーム（2）、図書コーナー、市民活動コーナー、事務室、ロッカースペース、オープンスペース |
|            | 1階            | ホール、楽屋（3）、ルーム、音楽室、市民ギャラリー、売店・飲食スペース、ロッカースペース、オープンスペース    |
|            | 地下1階          | 体育室（2）、スタジオ（3）、更衣室、オープンスペース                              |

※（ ）は部屋数を示す。

|  |                   |
|--|-------------------|
|  | ホールエリア            |
|  | 多目的に利用できる部屋       |
|  | 運動・音楽・料理・工作ができる部屋 |
|  | オープンスペース          |



## 2 主な施設

### ホール

定員672人のホール、定員150人のミニホールの2つを配置します。ホールは1階部分全体を平土間として利用できるほか、楽屋やリハーサル室を設けます。ミニホールはミニホール全体を平土間として利用できるほか、楽屋を設けます。



ホール（定員672人）



ミニホール（定員150人）

### 多目的室

ルームは、会議や研修のほか、軽運動や工作等の様々な用途で利用できます。  
交流室は、会議や懇談会等での利用ができます。



ルーム



2 1

交流室

※画像はイメージのため、  
備品等変更になる場合があります。

## 教養室

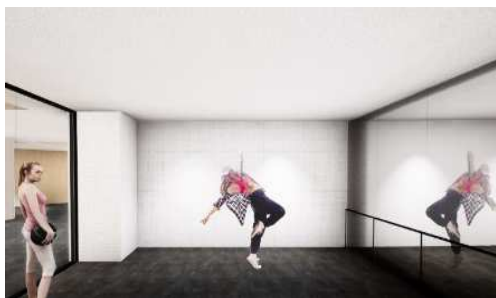
### ●体育室

卓球やダンス等の軽運動等で利用できます。  
設置されている運動器具や壁面の鏡を利用した活動ができます。



### ●スタジオ

楽器・音楽器材、壁面の鏡等を設けてあり、音楽活動や軽運動等で利用できます。時間単位の貸出しを行います。



### ●音楽室

楽器の演奏や合唱等の音楽活動等で利用できます。



### ●和室

炉や水屋等を設けた畳敷きの空間として、日本文化の学びや交流等の活動に利用できます。



### ●料理室

調理台や調理器具等を利用して料理をすることができます。



### ●実習室

作業台や流し台等を設けてあり、工作や絵画、洋裁等の創作活動に利用できます。



※画像はイメージのため、備品等変更になる場合があります。

## その他施設

### ●図書コーナー

約1万2千冊の図書等を配架するとともに、閲覧席を設置します。図書等は、現在の労働資料室の書籍に加え、新たに一般書や児童書等を配架し、貸出しも行います。



### ●市民活動コーナー

川崎区の市民活動コーナーです。市民活動団体が打合せやグループワーク等に利用できるよう運営します。



### ●市民ギャラリー

可動展示壁やスポットライト等を備えた市民の作品展示の場です。



### ●売店・飲食スペース

食品や飲料等の販売を行う売店・飲食スペースを設置します。



### ●オンラインルーム

少人数の打合せスペースや個人ブースにより、オンライン会議の場等に利用できます。時間単位の貸出しを行います。